

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）第8条第2項の規定により、県民活動交流センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 ホール

区 分		利用料金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 15,170	円 25,670	円 31,500	円 43,160	円 60,680	円 74,670
	その他の日	11,670	21,010	25,670	36,170	50,180	63,010
1,000円未満の入場料を徴収する 場合	土曜日及び休日	22,160	36,170	45,500	60,680	85,180	106,160
	その他の日	17,490	30,330	37,330	51,350	71,170	87,500
1,000円以上3,000円未満の入 場料を徴収する場合	土曜日及び休日	29,170	46,660	59,500	79,360	109,690	136,500
	その他の日	23,340	38,500	49,000	65,340	92,180	114,350
3,000円以上5,000円未満の入 場料を徴収する場合	土曜日及び休日	38,500	63,010	79,360	106,160	147,010	183,190
	その他の日	31,500	52,510	65,340	87,500	122,510	151,680
5,000円以上の入場料を徴収す る場合	土曜日及び休日	49,000	79,360	99,180	133,010	184,350	228,680
	その他の日	39,670	65,340	81,680	109,690	154,020	190,190

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。

3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。

4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。

6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

2 ホール以外の施設

区 分	利用料金					
	9時から	13時から	17時30分	9時から	13時から	9時から

		12時まで	17時まで	から21時 30分まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
多目的スペース		円 730	円 1,060	円 1,450	円 1,750	円 2,470	円 3,320
展示室1	入場料を徴収しない場合	1,050	1,510	2,220	2,570	3,730	5,130
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,630	2,330	3,260	3,970	5,710	7,700
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	2,220	3,150	4,440	5,370	7,700	10,260
展示室2	入場料を徴収しない場合	2,440	3,620	5,010	6,070	8,630	11,440
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,730	5,370	7,450	9,100	12,820	17,160
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	5,010	7,240	10,040	12,260	17,260	23,100
展示室3	入場料を徴収しない場合	3,150	4,550	6,420	7,700	10,970	14,690
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,660	7,000	9,570	11,670	16,560	22,040
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	6,420	9,330	12,820	15,740	22,160	29,520
会議室501		7,350	9,920	13,990	17,850	23,920	31,270
会議室601		1,050	1,510	2,110	2,790	3,620	4,900
会議室602		2,920	3,850	5,600	7,130	9,460	12,610
会議室603		930	1,170	1,760	2,330	3,030	4,200
会議室604		930	1,170	1,760	2,330	3,030	4,200
会議室605		1,410	1,760	2,570	3,260	4,320	5,840
和室606		710	930	1,410	1,630	2,330	3,030
和室607		710	930	1,410	1,630	2,330	3,030
和室608		710	930	1,410	1,630	2,330	3,030
調理実習室		7,450	10,140	14,230	18,320	24,380	31,850
世代間交流室		12,720	17,040	23,800	30,580	40,830	53,550
スタジオ・調整室		930	1,410	1,870	2,440	3,260	4,320
練習スタジオ		930	1,410	1,870	2,440	3,260	4,320
会議室701		3,620	4,900	6,780	8,860	11,670	15,520
会議室702		3,620	4,900	6,780	8,860	11,670	15,520
会議室703		3,620	4,900	6,780	8,860	11,670	15,520
シャワー室704		460	710	710	1,510	1,510	2,330
シャワー室705		460	710	710	1,510	1,510	2,330
シャワー室706		460	710	710	1,510	1,510	2,330
リハーサル室		3,620	4,900	6,780	8,750	11,670	15,400
ミーティングルーム707		1,410	1,870	2,790	3,500	4,660	6,300
ミーティングルーム708		810	1,050	1,510	2,110	2,570	3,620
控室709		710	810	1,050	1,630	1,870	2,920
控室710		2,440	3,260	3,970	5,940	7,240	10,610
控室711		1,630	2,220	2,570	3,850	4,780	7,000
控室712		810	1,050	1,410	2,110	2,440	3,620
控室713		810	1,050	1,410	2,110	2,440	3,620

会議室801 (特別)	5,370	7,240	10,140	13,070	17,390	22,750
会議室802	3,620	4,900	6,780	8,750	11,670	15,400
会議室803	12,360	16,560	23,220	29,870	39,790	52,160
会議室804	21,360	28,460	40,010	51,460	68,490	89,840
会議室805	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
会議室806	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
会議室807	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
会議室808	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
会議室809 (和室)	2,220	2,920	4,200	5,240	7,130	9,330
研修室810	3,730	5,010	7,130	9,220	12,150	16,100
研修室811	3,620	4,900	6,780	8,750	11,670	15,400
研修室812	12,610	16,810	23,450	30,220	40,250	52,870
研修室813	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
研修室814	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
研修室815	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
研修室816	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
研修室817	2,220	2,920	4,200	5,240	7,130	9,330
屋外広場	21,890	32,100	43,770	52,520	74,410	100,310
県民プラザ	14,900	21,850	29,800	35,760	50,660	68,280

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、展示室にあつては1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額、それ以外の施設にあつてはそれぞれの利用料金の額の3倍に相当する額とする。
- 4 会議室501又は会議室804について、会議室を二分割してその一方のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
- 5 屋外広場又は県民プラザについて、その一部のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の額に、当該使用に係る部分の面積の当該施設の面積に対する割合を乗じて得た額とする。
- 6 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 7 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 8 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分				単 位	利用料金 (1回につき)
附属の	ホール	照明設備	第1スポットライト	1式	円

設備

			3,010
	第2スポットライト	1式	3,860
	第3スポットライト	1式	3,860
	第4スポットライト	1式	3,860
	第5スポットライト	1式	4,070
	第6スポットライト	1式	1,730
	第7スポットライト	1式	1,320
	第8スポットライト	1式	1,320
	カラーフィルター	1式	210
	クセノンフォロースポットライト	1式	1,370
	プロジェクタースポットライト	1式	250
	ディスクマシーン	1式	400
	スライドキャリアマスク	1式	120
	ダブルマシン	1式	250
	リニアエフェクト	1式	330
	パターンアダプター	1式	40
	ミラーボール (丸変速型)	1式	100
	ミラーボール (楕円変速型)	1式	140
	波エフェクト	1個	70
	ステージスポットライト (1kw)	1個	260
	ステージスポットライト (0.5kw)	1個	210
	エリプソイダルスポット	1式	60
	ストリップライト	1台	90
	スモークマシーン	1式	250
映像設備	高輝度プロジェクター	1台	15,590
	書画カメラ	1台	900
	移動型液晶プロジェクター	1台	3,410
舞台設備	水引幕	1枚	660
	源氏幕	1対	410
	引割幕	1対	2,130
	袖幕	1枚	450
	一文字幕 (高さ4,550mm)	1対	990
	一文字幕 (高さ3,200mm)	1枚	710
	バック幕	1対	1,930
	ダメ黒幕	1対	740
	平台	1台	160
	箱足	1個	10
	箱階段	1台	270
	電動昇降式演台	1台	1,200

		花台	1台	210	
		司会者台	1式	990	
		金びょうぶ	1双	2,750	
		白びょうぶ	1双	2,750	
		旗パネル	1枚	310	
		地 ^{がすり} 絨 (幅18,000mm)	1枚	1,160	
		地 ^{がすり} 絨 (幅6,000mm)	1枚	250	
		展示パネル	1式	1,240	
		ホワイトボード	1台	60	
		プログラムスタンド	1台	130	
		パンチカーペット	1巻	300	
		仮設ステージ	1式	1,020	
		ミーティングチェア	1脚	20	
		ピアノ	1台	15,830	
		指揮者台	1台	150	
		指揮者用譜面台	1台	70	
		譜面台	1台	70	
		その他の設備	同時通訳装置	1式	19,210
			国際会議用テーブル	1式	15,250
		ホール以外の施設	展示室	展示台 (高さ850mm)	1台
展示台 (高さ900mm)	1台			300	
展示台 (高さ1,050mm)	1台			360	
展示台 (高さ1,200mm)	1台			390	
簡易式展示パネル (3連)	1台			360	
簡易式展示パネル (4連)	1台			460	
簡易式展示パネル (5連)	1台			570	
昇降式自立パネル	1台			830	
床面照明器具	1台			30	
スポットライト	1台			20	
可動カウンター	1台			80	
椅子	1脚			20	
スタジオ・調整室	ドラムセット			1式	790
	ギターアンプセット			1式	800
	ベースアンプセット	1式	700		
	電子ピアノ	1台	340		
	シンセサイザー	1台	290		
	譜面台	1台	10		
	丸椅子 (楽器演奏用)	1脚	10		
	スピーカーパワーアンプセット	1式	1,030		

	ダイナミックマイクロホン1	1本	60
	ダイナミックマイクロホン2	1本	30
	コンデンサーマイクロホン	1本	120
	マイクスタンド (ブーム式)	1台	50
	マイクスタンド	1台	50
	ステレオヘッドホン	1台	30
会議室701	固定型プロジェクター	1台	1,330
会議室702	固定型プロジェクター	1台	1,330
会議室703	固定型プロジェクター	1台	1,330
リハーサル室	ピアノ	1台	5,870
会議室801 (特別)	固定型プロジェクター	1台	1,330
	放送設備	1式	1,160
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	100
会議室802	固定型プロジェクター	1台	1,330
会議室803	固定型プロジェクター	1台	1,330
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	100
会議室804	固定型プロジェクター	1台	6,810
研修室810	固定型プロジェクター	1台	1,330
研修室811	固定型プロジェクター	1台	1,330
研修室812	固定型プロジェクター	1台	1,330
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	100
ホール・ホール以外の施設共通	簡易スピーカーシステム	1台	260
	放送設備	1式	1,570
	ウェブ会議用マイクスピーカー	1台	220
	コンパクトディスク・ミニディスクラジオ カセットテープレコーダー	1台	130
	発光ダイオードスポットライト	1台	330
	ポータブルブルーレイディスクプレーヤー	1台	70
	スクリーン	1台	150
	パイプ組立式スクリーン	1式	600
	移動型プロジェクター1	1台	760
	移動型プロジェクター2	1台	390
	液晶テレビ	1台	360
	HDMI 4分配器	1台	80
	書画カメラ1	1台	520
	書画カメラ2	1台	310
	プロジェクター・書画カメラ台	1台	170
	ノートパソコン	1台	450
	茶道具	1式	730

	展示パネル	1枚	120
	金びょうぶ	1双	810
	リノリウム	1枚	80
	折り畳みテーブル	1台	20
	スタッキングテーブル	1台	90
	ステージ	1台	660
電気料		1kwまでごとに	160

備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。

2 利用料金の適用年月日

令和8年7月1日